

【資料翻訳】

中国企業家調査プロジェクト 調査報告（1993.5）

訳：史世民
金森和彦

はじめに（一部抜粋）

國務院研究室工交通組、國家經濟貿易委員會企業司、國務院發展研究中心および管理世界雜誌社は共同で今年の5月頃に中国企業調査プロジェクトを発足し、全国の工業企業についての初めての大規模抜き取り調査を実施した。

最近の統計データ・ベースにより、全国の55万社工業企業に対して、無作為抽出の原則に従い、1%の比率で、5,000社のサンプル企業を抽出した。

5月10日に、企業法人を対象とする5,000部の調査表を発送し、7月8月までに2,620部が回収され、その回収率は52.4%である。

一、現段階における企業家の基本状況

（1）年齢構成

平均年齢は48.5歳である。その内、30歳以下は1.3%，31～40歳は13.4%，41～50歳は44.0%，51歳以上は41.3%である。所有形態からみれば、国有企业の企業家の年齢は49.5歳で比較的高く、非国有企业の平均年齢より4.1歳上である。また、40歳以下の比率は11.4%しかなく、非国有企业の比率を大幅に下回る。逆に、51歳以上の比率は45.3%にも達し、非国有企业の比率を

表1 企業家の年齢構成 (%)

	40歳以下	41~50歳	51歳以上
全 体	14.7	44.0	41.3
国 有 企 業	11.4	43.3	45.3
集 団 企 業	33.3	44.7	22.0
そ の 他 企 業	27.5	37.0	35.5

大幅に上回る（表1を参照）。

企業家の平均年齢は1985年の類似調査の結果より6.5歳高い。特に国有大中型企業の企業家の企業家年齢は一般的に高い。これは改革・開放政策の実施以来、全国範囲で請負経営責任制を進めたことと関連する。調査結果は1985年以前に工場長（経理）に就任した企業家の比率が40.3%であることを示している。これが国有企業における企業家の高齢化の主な理由である。しかし、角度を変えてみれば、このことは企業家陣営と企業の安定性が高くなつたことを示しているとも言える。

(2) 学歴

大卒以上の企業家比率は69.2%であり、1985年の調査より23ポイント高い。そして、52.1%の企業家は外国語がわかる。所有形態からみると、国有企業の大卒以上比率は77.2%にも達し、集団所有制企業（34.6%）に比べ倍もあり、その他の企業（65.8%）より11ポイント高い。これは国有企業における

表2 企業家の学歴構成 (%)

	中卒未満	高・中卒	大学等卒	大学院卒
全 体	8.0	22.9	35.3	33.9
国 有 企 業	2.9	19.9	37.4	39.8
集 団 企 業	29.9	35.4	25.7	8.9
そ の 他 企 業	10.3	24.1	35.1	30.7

企業家が良好な教養レベルを有し、今後の公平な市場環境において非国有企业と競争するための有利な条件となることを意味する（表2を参照）。

(3) 出身

出身とは就任前に従事していた仕事のことである。全体としては、経営管理と技術分野の出身者が最も多く、それぞれの比率は37.6%，36.0%となっている。党政（共産党及び行政関係）分野の出身者は22.5%となっている。国有企业の技術者出身率は38.5%で、集団所有制企業及びその他の企業より2.3~13.9ポイント高いが、経営管理者出身率は35.2%，集団所有制企業及びその他の企業より6~11ポイント低い。また、党政分野出身者率は24.0%で、集団所有制企業及びその他の企業より5~8ポイント高い。このことから、国有企业企業家が主として技術者から、非国有企业の企業家が主として経営管理者から来ていることがわかる。また、党政分野の出身者については、前者は後者よりはるかに多い（表3を参照）。

表3 企業家の出身 (%)

	技 術	経 営 管 理	党 政 幹 部	一 般 作 業 員	そ の 他
全 体	36.0	37.6	22.5	1.9	2.0
国 有 企 業	38.5	35.2	24.0	1.2	1.2
集 団 企 業	24.8	46.2	19.0	5.5	4.5
そ の 他 企 業	36.2	41.3	15.9	1.4	5.1

(4) 月平均収入

全体としては、約半分の企業家は月平均収入が301元~500元である。300元以下の比率は32.3%である。月700元以上の比率は、国有企业が3.7%，集団所有制企業が5.5%，その他の企業が43.1%となっている。そして、その他の企業は1,000元以上の比率が24.1%にも達している。現段階では、非国有企业の企業家の月平均収入は公有制企業より大幅に多い。これは公有制企

業が賃金と賞与との配分に関する制約が多く社会負担が重いからである（表4を参照）。

表4 企業家の月平均収入 (%)

	~300元	~500元	~700元	~1,000元	1,001元~
全 体	32.3	49.0	11.5	4.4	2.7
国 有 企 業	30.8	53.6	11.9	3.1	0.6
集 団 企 業	48.8	39.9	5.8	3.4	2.1
そ の 他 企 業	11.7	25.5	19.7	19.0	24.1

(5) 任命方式

企業家の大多数は行政主管部門によって任命され、その比率は85.8%である。国有企業の当比率は92.2%にもなる。これに対して、集団所有制企業は75.3%，その他の企業は48.6%となっている。職工代表大会が選出して主管部門が批准するという方式に関しては、集団所有制企業での比率が16.8%で最も高い。董事会が直接任命するという方式は基本的にその他の企業で実施され、その比率は44.9%である。これは公有制企業、とりわけ国有企業の任命方式が依然として典型的な計画経済体制下の方法をとっていることを示す（表5を参照）。

表5 企業家の任命方式 (%)

	主管部門任命	職代会選挙	投 票	董事会任命	そ の 他
全 体	85.8	6.3	3.1	3.8	0.9
国 有 企 業	92.2	4.4	2.7	0.1	0.6
集 団 企 業	75.3	16.8	5.2	1.0	1.7
そ の 他 企 業	48.6	2.2	2.2	44.9	2.2

二、『条例』に定められた14項目の権限の実施状況

1992年7月に、国務院が『全人民所有制工業企業の経営メカニズム転換に関する条例』を公布した。

全体の状況を把握しやすくするために、14項目の権限の実施状況を5つのカテゴリーに分ける。3項目以下（3項目を含む）実施の場合は「わるい」、4～5項目、6～8項目、9～11項目、12項目以上（12項目を含む）はそれぞれ「比較的わるい」、「普通」、「比較的よい」、「よい」とする。表6にみられるように、9項目以上実現の企業は41%であり、半数にも達していない。過半数以上の企業（59%）は8項目以下の権限しか有していない。したがって、企業の経営自主権の現状については楽観できない。

表6 14項目の権限実施状況

実施権限 項目数	わるい 3項目以下	ややわるい 4～5項目	普通 6～8項目	ややよい 9～11項目	よい 12項目以上
調査企業数に 占める割合	7.4%	13.8%	37.8%	32.9%	8.1%

(1) 規模別比較

14項目の権限の実施状況は総じて言えば、格差が大きい。実施状況が「よい」、「比較的よい」（すなわち9項目以上）の比率は、大型企業が41.9%であり、小企業の41.4%より高い。小企業の比率はまた中型企業の39.9%よりも高くなっている。「普通」については、小企業が35.0%であり、中型企業の37.1%より低い。なお、両者とも大企業の39.8%よりは低い。このようしたことから、企業規模は大きいほど、自主権をより多く有すると結論づけることができよう（表7を参照）。

表7 企業規模別の14項目権限実施状況 (%)

	大型企業	中型企業	小型企業
わるい(3項目以下)	6.5	6.2	13.8
ややわるい(4~5項目)	11.7	16.7	9.8
普通(6~8項目)	39.8	37.1	35.0
ややよい(9~11項目)	33.7	32.5	32.5
よい(12項目以上)	8.3	7.4	8.9

(2) 経営方式別比較

請負制企業は生産・経営計画決定権、資材購入権については一番高い。株式制企業は製品販売権、対外貿易権、投資決定権、留保資金分配権、資産処

表8 経営方式別の14項目権限実施状況 (%)

実施率	経営方式別実施率				
	請負制	株式制	リース制	資産経営制	その他
①生産・経営計画	88.7	90.4	86.3	50.0	87.7
②販売価格	75.9	76.2	75.3	37.5	74.6
③製品販売	88.5	89.4	91.8	37.5	88.5
④資材購入	90.9	91.9	89.0	50.0	90.0
⑤対外貿易	15.3	12.1	37.0	25.0	28.5
⑥投資決定	38.9	39.0	54.0	12.5	36.2
⑦留保資金分配	63.7	65.6	68.5	50.0	55.4
⑧資産処分	29.4	29.3	35.8	25.0	31.5
⑨吸収合併	23.3	23.1	32.9	0.0	23.1
⑩労働者雇用	43.5	42.4	61.6	50.0	60.0
⑪人事管理	53.7	54.8	58.9	50.0	54.6
⑫賃金賞与分配	70.2	71.5	78.1	37.5	71.5
⑬内部機構設置	79.3	80.5	82.2	37.5	80.8
⑭不法徴収の拒絶	7.0	6.1	8.2	37.5	13.8
					5.4

分権、吸収合併権、労働者雇用権、人事管理権、賃金賞与分配権、内部機構設置権といった10項目について、全部トップである。これに対して、資産経営責任制企業の自主権の実現状況は中レベルにとどまり、リース制企業はすべての項目についてかなりわるい（表8を参照）。

(3) 隸属関係別比較

中央属企業の実施状況は最もわるい（全体平均値を越えた項目は1つしかない）。これに対して、地区級市に属する企業は最もよい（全体平均値を越える項目は11もある）。県及び県級市に属する企業、無所属企業では全体平均値を越える項目はそれぞれ8ある。省に属する企業は全体平均値を越える項目が8しかなく、中の下と言える。特に指摘に値するのは、無所属企業が

表9 隸属関係別の14項目権限実施状況 (%)

	実施率	隸属関係別実施率				
		中央	省	市(専区)	県(区)	なし
①生産・経営計画	88.7	73.1	92.4	92.4	90.3	82.3
②販売価格	75.9	50.2	73.8	83.4	80.4	72.7
③製品販売	88.5	68.4	86.9	94.9	90.9	81.8
④資材購入	90.9	84.0	93.9	93.9	89.5	77.3
⑤対外貿易	15.3	6.9	16.4	18.1	12.9	27.3
⑥投資決定	38.9	34.2	35.0	37.8	47.2	38.6
⑦留保資金分配	63.7	68.7	61.7	65.9	56.8	65.9
⑧資産処分	29.4	22.8	29.9	32.9	27.3	34.1
⑨吸収合併	23.3	22.0	19.2	25.6	22.5	27.8
⑩労働者雇用	43.5	25.1	33.6	42.9	60.1	68.2
⑪人事管理	53.7	49.8	46.7	54.9	56.3	63.6
⑫賃金賞与分配	70.2	64.0	70.6	71.0	71.0	79.5
⑬内部機構設置	79.3	76.7	76.2	81.8	78.3	77.3
⑭不法徴収の拒絶	7.0	5.1	6.1	5.5	10.5	20.5

対外貿易権、労働者雇用権、人事管理権、賃金賞与分配権及び不法徴収拒絶権の実施に対する回答率が全体平均値を10ポイント以上上回ることである。これは他の企業に比して、大きな優越性となる（表9を参照）。

三、「政府機能が早急転換すべし」—企業家の共通の嘆願

政府機能の転換は社会主義市場経済体制を構築するための重要な要件である。調査結果から、問題が最も多い。機能転換を早急に行うべきなのは産業の主管部門、銀行及び財政・税収部門である。

調査表では重点改革項目として12項目を列举し、企業家たちに「最も重要なと思う」3つを選んでいただいた。大多数の企業家は現段階において改革の重点が「政府機能の転換」と答えた。その比率は76.6%にも達し、12項目の中で最高であった。その次は「分配体制」であり、第三位は「労働雇用制

表10 12の重点改革項目に対する企業家の意識 (%)

順位	緊急の重点改革項目	回答率	第一位回答率
1	政府機能の転換	76.6	64.6
2	分配制度	36.5	2.1
3	労働雇用制度	33.9	5.0
4	市場システムの健全化	32.1	5.3
5	社会保障システム	27.8	1.5
6	資産所有権制度	27.0	8.8
7	税収体制	17.9	2.6
8	金融体制	14.2	2.6
9	政治体制	14.0	4.6
10	価格制度	9.3	2.1
11	投資体制	5.9	0.5
12	対外貿易体制	5.2	0.5

度」であった（表10を参照）。

現段階の最も重要な改革（回答者が第1位として選択項目）に関する分析より、3分の2の企業家（64.6%）が現段階において第1位の改革重点として「政府機能の転換」と指摘したことがわかった。これに対して、ほかの11の項目を第1位の改革重点とする比率はいずれも10%以下であった。「企業資産所有権制度の改革」を第1位とした比率は8.8%で、順位で第2位であった。企業資産所有権制度に関して、企業家たちの反応は比較的たんたんとしている。これは理論界の態度とかなり大きくくい違う。

「政府機能の転換」を第1位として上げた企業家の所属企業を所有形態別にみると、集団所有制企業が66.1%，国有企業が64.2%，株式制企業が60.4%，である。株式制企業の比率は全体平均の64.6%より4.2ポイント低い。「企業資産所有権制度の改革」を第1位として上げた企業家の所属企業の所有形態別比率は、株式制企業が13.2%，国有企業が8.9%，集団所有制企業が7.7%，である。これは、株式制企業が企業資産所有権をさらに明確化する希望を反映していると同時に、株式制への移行が政府部門の企業への直接統制を弱めることができることを示すとも思われる。

それでは、問題が最も多く、早急に機能転換をなされなければならない政府部門はどこであろう。49.3%の企業家は行政主管部門と回答した。銀行、財政・税収部門については、それぞれの回答率は24.4%（第2位）、15.3%（第3位）

表11 隸属関係別の14項目権限実施状況
(%)

	政府部門分類	回答率	企業所有形態別、回答率			
			國有	集團	株式制	その他
1	行政主管部門	49.3	47.4	53.4	52.9	60.7
2	銀 行	24.4	26.5	19.7	7.8	20.2
3	財政・税収部門	15.3	16.1	12.8	21.6	8.3
4	計画・経済委員会	8.9	8.3	11.7	13.7	7.2
5	工商管理部門	2.0	1.8	2.4	3.9	3.6

であった。以上の三つの部門に対する回答率を合計すると、89%にのぼる（表11を参照）。

所有形態からみれば、国有企業は行政主管部門に対する回答率が47.4%で、全体平均の49.3%より低いが、銀行に対する回答率が26.5%で、全体平均の24.4%より高く、そして他の形態の企業よりも高い。したがって、国有企業の活力を増強するためには、行政主管部門のほかに、現在の金融・財政・税収体制の改革も同時に実行わねばならない。

四、当面の改革に対する考え方

(1) 財政・税収体制の改革

68.3%の企業家は「納税前に借入金返済、納税後に請け負う」に賛成するようであるが、24.9%の企業家は「税と利の上納は区分し、納税後に借入金返済」に賛成する。所有形態別でみれば、「納税前に借入金返済、納税後に請け負う」を主張する企業について、国有企業では70.5%と最も多い。続いて、集団所有制企業の67.8%である。株式制企業と外資企業では、半分にもみたない。これは国有企業の借入金が多く債務負担が重いことを反映している。「税と利の上納は区分し、納税後に借入金返済」に賛成する企業家につ

表12 税制改正に対する見解 (%)

	税と利の上納は区分、 納税後に借入金返済	納税前に借入金返済、 納税後に請け負う	その他
全 体	24.9	68.3	6.8
国 有 企 業	22.6	70.5	6.8
集 団 企 業	28.7	67.8	3.5
株 式 制 企 業	41.5	40.1	9.4
外 資 企 業	36.7	45.0	18.3
その他の企業	36.8	52.6	10.5

いては、株式制企業の（比率）が最も高い。外資企業、その他の企業も国有企业、集団所有企業より高い。これは国有企业に対して、「税利分流」を押し進めるにあたって、若干困難があるかもしれないことを意味する。したがって、政府に対して、この政策を実施する場合、体系的な補足措置を急いで制定することを提案する（表12を参照）。

(2) 株式制への移行

数年来の試行により、株式制が現代的な企業制度として一定の効果を上げ、その機能と運営方法も多く企業家に認識されるようになっている。64.7%の企業家は株式制にするつもりである。株式制を考えている企業比率を、所有形態別で大きい順に並べると、その他企業、集団所有制企業、国有企业、外資企業の順となる（表13を参照）。移行目的については、国有企业では、

表13 株式制移行に対する見解 (%)

	計画あり	計画なし	無回答
全 体	64.7	27.9	7.4
国 有 企 業	63.0	30.0	7.0
集 団 企 業	67.5	22.5	10.0
外 資 企 業	59.7	30.0	9.7
そ の 他 企 業	70.0	30.0	0.0

「経営メカニズムの転換」が48.5%，「企業への凝集力を増強」が33.3%である。集団所有制企業では、「企業への凝集力を増強」が38.6%，「経営メカニズムの転換」が25.6%となる。外資企業、その他企業では「企業への凝集力を増強」ほかに、「資金調達」の目的が明白で、この比率が国有、集団所有制企業より高い。これは国有企业の株式制移行の目的が比較的適確であり、政府の最初の意図にかなり一致することを意味する。現状を踏まえて、国有企业の株式制への移行の範囲を徐々に拡大し、特に基盤施設、基盤産業、ハ

イテク・新技術産業等のような、国家産業政策に合致する国有企業へ傾斜すべきことを提案する。これによって、経営メカニズムの転換、活力増強及び国民経済におけるボトル・ネック制約を軽減するといった多重効果を得られるであろう。

(3) 人材の流動

大多数の企業家は人材の流動について、「条件付き支持」を表明しているようである。「人材の流動を支持する」のはわずか27.3%である。所有制別では、国有企業が「条件付き支持」と回答した比率は73.7%で、最も高い。「支持する」と回答した比率が一番高いのはその他企業で、61.9%である。その次は外資企業で、38.7%である。国有企業の比率は24.3%で、最も低い(表14を参照)。これは国有企業で人材の流動に対してかなり抵抗感があることを示唆する。国有企業は人材の集中する場所であるので、流動を簡単に許可すると、おそらく流出があっても、流入がない状況になり、人材の流失だけをもたらすことになるからである。

表14 人材流動に対する見解
(%)

	支持する	条件付きで支持	支持しない
全 体	27.3	70.9	1.8
国 有 企 業	24.3	73.7	2.0
集 団 企 業	35.3	63.0	1.7
株 式 制 企 業	32.1	67.9	0.0
外 資 企 業	38.7	61.3	0.0
そ の 他 企 業	61.9	38.1	0.0

従業者のサイド・ビジネスについては、「支持するが、仕事の妨げになつてはいけない」とする比率は58.4%、「断固反対」とするのは38.6%、「無条件支持」とするのはわずか1.6%である。所有形態別では、国有企業が「断

「固反対」の比率は43.4%で、最も高いに対して、集団所有制企業では20.0%で、一番低い。「条件付きで支持」とする中で集団所有制企業の比率は74.8%で、最も高い。続いては、株式制企業と外資企業である（表15を参照）。

表15 従業員のサイドビジネスに対する見解 (%)

	無条件支持	仕事の妨げにならない という条件付きで支持	断固反対	無回答
全 体	1.6	58.4	38.6	1.5
国有企業	1.2	54.2	43.4	1.3
集団企業	3.1	74.8	20.0	2.1
株式制企業	1.9	66.0	32.1	0.0
外資企業	1.6	62.9	33.9	1.9
その他企業	4.8	52.4	38.1	4.8

(4) 医療保険制度

82.1%の企業家は従業者の医療保険が政府・企業及び個人によって共同負担されるべきだと考えているようである。所有形態別でみると、かなりの相違が見られる。三者で共同負担とする比率が最も高いのは国有企業で、85.9%である。これに対して、企業が負担すべきだとする比率については、国有企

表16 医療保険制度についての見解 (%)

	企業負担	個人負担	政府負担	共同負担
全 体	9.3	6.2	2.5	82.1
国有企業	4.7	6.4	3.0	85.9
集団企業	23.0	5.5	0.7	70.8
株式制企業	20.8	9.4	1.9	67.9
外資企業	27.4	4.8	1.6	66.1
その他企業	15.0	0.0	0.0	85.0

業が一番低く、4.7%である。この項目に対する回答率は外資企業が27.4%で、最も高い（表16を参照）。このことから、非国有企業より国有企业の政府への依存度が高いことがわかる。今後の改革において、このことを見逃してはいけない。

（5）共産党の下位組織

社会主义市場経済を形成する過程において、いかに党の政治的中核の機能を生かし党の戦闘力を増強するかということが、われわれにとっての新しい情勢における新課題になる。74.9%の企業家は党の下位組織を簡素化すべきだと主張している。20.0%の人は現状維持としている。増加すべきとする人はただ5.1%しかない。所有形態別でみると、その他企業は簡素化に対する願望が最も強く、回答率が85.7%である。以下は、株式制企業、国有企业、外資企業と集団所有制企業という順番である（表17を参照）。

表17 党の下位組織に対する見解 (%)

	現状維持	簡 素 化	増 強
全 体	20.0	74.9	5.1
国 有 企 業	19.2	77.9	2.9
集 団 企 業	24.8	59.7	15.5
株 式 制 企 業	19.6	78.4	2.0
外 資 企 業	19.4	77.4	3.2
そ の 他 企 業	4.8	85.7	9.5

また、企業内における共産党组织と経営執行部との関係が各方面に注目されている重要な問題である。これは改革を深め、社会主义市場経済体制に適応する現代企業制度を樹立するにあたって、真剣に取り込まねばならない大問題でもある。大多数の企業家は党政一体、つまり工場長・党書記の兼任を主張している。その比率は70.2%にも達した。党政分離（党组织と経営執行

部を別々にし）はするが、工場長を中心とする比率は27.5%である。党委員会を中心として工場長を中心とする比率はわずか2.3%である。国有企業の工場長・党書記を兼任に対する回答率はその他企業より低いが、72.7%で全体平均より2.5ポイントも高い（表18を参照）。

表18 共産党组织と経営執行部との関係についての見解

(%)

	党政一体	党政分離	党政分離、工場長中心
全 体	70.2	2.3	27.5
国 有 企 業	72.7	2.3	25.0
集 団 企 業	61.5	1.7	36.8
株 式 制 企 業	69.8	5.7	24.5
外 資 企 業	61.3	1.6	37.1
そ の 他 企 業	76.2	0.0	23.8

五、現在の市場状況について

(1) 市場重視の度合い

伝統的な計画体制では、企業は何事でも政府に、市長に頼ってきた。それは企業に自主権がなかったからである。改革開放政策過程の15年間において、企業の自主権は徐々に実現し、企業と市場との関係はかつてないほど密接になってきている。大多数の企業家は、社会主义市場経済における企業は市長より市場に頼るべきだと考えているようである。その回答率は78.2%である。市場から解決法を求められなければ、やはり市長を頼りにすると回答した比率は21.5%である。国有企業の市場依存の比率は最も低く、74.7%である。逆に市場から解決法を求められなければやはり市長を頼りにすると回答した比率は24.9%で、所有別では最も高い（表19を参照）。これに関連する質問項目が企業家の市場における類似製品の把握程度である。23.8%の人は「非常に詳しい」と回答した。71.7%の人は「知っている」と答えた。「非常に

詳しい」とする回答率については、国有企業が最も低く、22.7%である。以上の結果から、改革の進行について国有企業の政府への依存度がある程度軽減され、市場との関係が密接になったが、長年にわたって集権的、計画経済体制のもとで形成された政府と企業との混在（政企不分）、硬直的な縦割り・横割りの管理体制がまだ完全に打ち破られていないため、国有企業の市場へのアクセスに対して、障壁が依然としてあることがわかる。そのため、『企業経営メカニズム転換に関する条件』を徹底すると同時に、改革を一層深化しマクロ統制体制を合理的に整備して、国有企業の市場への本格的な進入にできるかぎり有利な条件を作り出すべきである。

表19 市場重視度合 (%)

	市場で解決	市長に頼る	市場で未解決なら市長に頼る
全 体	78.2	0.4	21.5
国 有 企 業	74.7	0.4	24.9
集 団 企 業	91.1	0.0	8.9
株 式 制 企 業	75.5	0.0	24.5
外 資 企 業	88.7	1.6	9.7
そ の 他 企 業	85.0	0.0	15.0

(2) 競争意識

「企業経営活動においては競争がなくてはいけない」という設問に対して、42.2%の企業家は大いに賛成としている。52.4%の人は賛成である。大いに賛成に対する回答率については、国有企業が43.4%で、集団所有制企業、株式制企業、外資企業、その他企業より14~22ポイントも低い（表20を参照）。

「もし当企業は長期間にわたって赤字が続くとすれば、倒産・閉鎖と、政府補助の継続受領とのどちらを希望するか」という質問に対して、42.4%は倒産・閉鎖を、50.4%は吸収されることを希望している、政府補助の継続受領の回答率はわずか7.4%である。国有企業、集団所有制企業の倒産・閉鎖に

対する回答率は外資企業、株式制企業とその他企業より低いが、吸収されることに対する比率は逆に高い。以上の結果からは、国有企業の競争意識が相対的に低いといわざるを得ない。この主要な原因は国有企業が長年計画経済体制の集中的コントロールによって束縛され、人・物・金・生産・仕入・販売が国家によって統一的に調節されていたところにある。現在、この状況は大きく軽減されたが、まだ十分ではない。今後、『条例』の更なる徹底、政府機能の転換及び社会保障制度の逐次完備に伴って、この状況はさらに好転されるであろう。

表20 「企業経営活動においては一定の競争が必要か」に対する見解

(%)

	大いに賛成	賛成	若干反対	全く反対
全 体	47.2	52.4	0.3	0.1
国 有 企 業	43.4	56.2	0.4	0.1
集 団 企 業	57.0	43.0	0.0	0.0
株 式 制 企 業	60.4	39.6	0.0	0.0
外 資 企 業	64.5	35.5	0.0	0.0
そ の 他 企 業	65.0	35.0	0.0	0.0

(3) 現在の競争度合

64.9%は競争が激しい、29.5%は普通と回答した。競争が「あまりない」、および「全くない」とする回答率はいずれも2.8%である。競争が「激しい」に対する回答率については、株式制企業が最も高い。その次は国有企業である。普通とする回答率については、その他企業の比率が一番高い。外資企業がそれに次ぐ（表21を参照）。競争力の阻害要因について、2つ選んでいただいた。結果は、「企業の負担が重い」が50.5%、「資金不足」が47.8%、「生産コストが高い」が31.5%、「設備が古く技術が遅れる」が23.5%、「法制度が不備で公平な競争が妨げられる」が16.7%，となる。「企業の負担が重い」

に対する回答率は、国有企業が53.7%で、一番高い。続いては、株式制企業(42.3%)、集団所有制企業(40.9%)である。外資企業は主な要因を「法制度が不備で公平な競争が妨げられる」としている(31.7%)。ほかには、集団所有制企業、その他企業で資金不足を強く訴えていることがある。

表21 競争度合い (%)

	激烈	普通	あまりない	全くない
全 体	64.9	29.5	2.8	2.8
国 有 企 業	65.2	28.3	3.2	3.3
集 団 企 業	62.9	33.7	1.7	1.7
株 式 制 企 業	77.4	20.8	1.9	0.0
外 資 企 業	62.9	35.5	1.6	0.0
そ の 他 企 業	47.6	47.6	0.0	0.0

(4) 市場競争の公平さ

公平な競争が市場経済の基本原則であり、その有無が市場経済体制が成熟しているか否か、基本的な形ができているか否かを図る重要な尺度である。74.2%の企業家は市場競争において、不公平に扱われたと回答した。その内、国有企業の比率は79.4%で、最も高い。以下、集団所有制企業(60.4%)、その他企業(57.1%)、外資企業(54.8%)、株式制企業(50.9%)の順である。不公平な競争の主な現象としては、42.0%は「一部の企業が特別優遇政策を享有」、17.4%は「企業所得税率が統一されていない」と答えた。所有形態別で回答の差異があるが、「一部の企業が特別優遇政策を享有」については、似通った反応である。その内、集団所有制企業の反応は最も大きく、回答率が48.2%である。以下、国有企業、外資企業、株式制企業の順である。「企業所得税率が統一されていない」に対して、反応が最も大きいのは国有企業と集団所有制企業である。これは非公有制企業の所得税率が低いからである。「地方保護主義」に対する不満は非公有制企業が最も大きい。これは

保護されるのが往々して国有企業と集団所有制企業だからである（表22を参照）。現在、国のマクロ経済政策が所有形態別に作られている。すなわち、異なる所有形態の企業に対して、異なる経済政策を適用することである。そのため、みんなは不公平を感じる。したがって、このような政策作成方法ができるだけ改変しなければならない。

表22 競争が不平等と感じる主たる理由 (%)

	企業の所得 税率不統一	地方保護 主義	一部企業が特別 優遇政策を享有	国有企業だけ の厳しい制度	その他
全 体	17.4	12.9	42.0	12.8	14.9
国 有 企 業	17.7	10.0	41.3	15.8	15.3
集 団 企 業	18.1	20.2	48.2	2.1	11.3
株 式 制 企 業	15.1	24.5	34.0	13.2	13.2
外 資 企 業	12.3	26.3	36.8	5.3	19.3
そ の 他 企 業	10.5	26.3	36.8	0.0	26.3

(5) 市場開拓意識

大多数は市場開拓については、まずは「市場占有率の向上」、次は「販売利益率の向上」をあげている。外資企業は市場占有率の向上に関する意識が最も高い。その他企業は市場占有率のほか、当面の収益向上を相対的に重視している（表23を参照）。市場開拓の重点について、60.3%が国内市場占有率の向上、39.7%が海外市場を重点としている。国有企業と集団所有制企業の重点は国内市場占有率で、両者の比率とも61.9%である。外資企業、株式制企業、その他企業の重点は国際市場の開拓であり、その比率はそれぞれ59.7%，54.7%，55.0%，である。すなわち、公有制企業が国内市場に焦点を当てているのに対して、非公有制企業が国際市場を狙っている。このような状況を変えなければならない。公有制企業、とくに国有の大中型企業は国民経済の大黒柱であり、戦略的に国内市場においてリーディング機能を發揮

表23 市場開拓の際の重視事項

(%)

	当期収益の 増加	市場占有率 の向上	新製品の投 入比率維持	販売利益率 の向上	その他
全 体	13.8	60.7	2.6	21.6	1.4
国 有 企 業	14.0	60.1	2.7	21.7	1.5
集 団 企 業	13.2	61.1	3.1	21.9	0.7
株 式 制 企 業	11.3	62.3	1.9	22.6	1.9
外 資 企 業	8.1	69.4	1.6	21.0	0.0
そ の 他 企 業	26.3	57.9	0.0	10.5	5.3

すると同時に、国際市場の開拓にも力をいれなければならない。

六、自身に対する評価

(1) 自分の能力、責任及びリスクが十分に報われているかについての意識

企業家の能力、責任及びリスクが十分に報われているか否かは、わが国における企業家階層が安定的かつ健全的に育つための重要な要素である。

59.1%の人は「一部報われている」、38.2%は「ほとんど報されていない」

表24 企業家の自己の能力、責任、リスクに対する報酬について

(%)

	十分報われている	一部報われている	ほとんど報されていない
全 体	2.7	59.1	38.2
国 有 企 業	1.9	55.6	12.5
集 団 企 業	5.5	64.0	30.4
株 式 制 企 業	3.8	79.2	17.0
外 資 企 業	1.6	87.1	11.3
そ の 他 企 業	14.3	66.7	19.0

と回答した。「十分に報われている」と回答したのはただ2.7%である。「ほとんど報われていない」と回答した中で、国有企業の比率は42.5%と最も高い。その次は集団所有制企業で30.4%である。「一部報われている」とする中で、外資企業の比率は87.1%で一番高い。以下、株式制企業、その他企業、国有企業という順である。「十分に報われている」と回答した比率について、最も高いのはその他企業で14.3%である（表24を参照）。

(2) 経済地位、社会地位に関する意識

経済地位（経済収入の面からみる社会での位置づけ）に関しては、51.9%は変化なしと回答した。1988年の中国経済体制改革研究所の調査と比べると、18ポイント高くなった。その内、国有企業が53.6%で一番高い。以下、株式制企業（50.9%）、集団所有制企業（46.9%）、外資企業（42.6%）、その他企業（38.1%）という順である。経済地位が上がったとするのは34.3%で、1988年より12ポイント低くなかった。その内、外資企業、株式制企業とその他企業の当比率はそれぞれ52.5%、47.2%、47.6%で、国有企業と集団所有制企業を大幅に上回っている。下がったとした回答率は13.8%で、1988年より6ポイント低くなかった。社会地位（権限、既得権益、名声など）については、40.0%は上がったと答え、1988年より約8ポイント高くなかった。当比率について、その他企業、株式制企業、集団所有制企業、外資企業は国有企業より高い。

現状の満足度については、経済地位では42.7%が不満であるが、1988年より5ポイント低くなかった。国有企業、集団所有制企業の不満に対する回答率

表25 企業家の自己の地位に関する変化についての見解 (%)

	下がった		変化なし		上がった	
	1988	1993	1988	1993	1988	1993
経済地位	19.9	13.8	33.6	51.9	46.6	34.3
社会地位	10.3	6.5	55.5	53.5	32.2	40.0

は他の企業より高い。24.4%は満足と回答したが、これは同時に1988年に比べ4ポイント低い。非国有企業の比率は平均値より高く、国有企業を10~17ポイントも上回る。社会地位に対し、21.1%は不満としているが、1988年より7ポイント減った。国有企業の不満の比率は22.9%で、一番高い。以下、集団所有制企業（18.3%）、外資企業（13.1%）、その他企業（10.0%）、株式制企業（7.7%）という順である。満足とする回答率は1988年とほぼ同様である。国有企業の満足の比率は35.3%で最も低い。株式制企業は55.8%で一番高い。集団所有制企業、その他企業、外資企業はそれぞれ48.6%，45.0%，36.1%である。

表26 企業家の自己の地位に対する満足程度 (%)

	不 满 足		どちらでもない		満 足	
	1988	1993	1988	1993	1988	1993
経 済 地 位	47.9	42.7	24.0	32.9	28.1	24.4
社 会 地 位	28.1	21.1	32.2	40.5	39.0	38.4

(3) 職業選択

企業家が自身の状況、特に経済地位について不満を抱くことは、他の職業への転出傾向の主な理由となる。7つの職業を選択肢として選んでいただき

表27 企業家が望む職業 (%)

	国有企業 の責任者	政府部門 の責任者	専門技 術要員	民間・合資 企業責任者	自分で 創業	一般 工員	研究者或 いは教師
全 体	16.8	10.8	16.1	25.4	25.0	4.9	1.1
国 有 企 業	19.3	11.4	17.9	25.5	19.9	5.1	0.9
集 団 企 業	8.9	9.6	13.1	19.2	41.9	4.8	2.4
株 式 制 企 業	20.8	1.9	7.5	37.7	30.2	1.9	1.0
そ の 他 企 業	3.5	10.6	5.9	37.6	40.0	2.4	1.0

中国企業家調査プロジェクト調査報告（1993.5）

た（表27を参照）。民営・合資企業を選んだのは25.4%，国有企業の責任者を選んだのは16.8%，専門技術者を選んだのは16.1%，政府機関の責任者を選んだのは10.8%である。国有企業では、国有企業の責任者に対する比率が19.3%であるが、民営・合資企業責任者の比率は45.4%にも達した。集団所有制企業では、自分で企業を興すとする回答率が41.9%で最も高い。株式制企業では、民営・合資企業責任者の比率が一番高く、自分で企業を興す回答率も比較的高い。